

令和7年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
福祉子ども課長	朝 日 純 子
健康介護課長	花 村 定 行
建 設 課 長	後 藤 英 司
水 道 課 長	大 野 誠
学校給食センター所長	田 島 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
-------------	---------

1. 議事日程（第2号）

令和7年3月12日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

一般質問を始めますが、その前に、町部局のほうからせんだって提案説明をさせていただきました予算に関して、少し訂正がありますので、その件を副町長のほうから説明をいただきます。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

大変申し訳ございません。3月4日に提案をさせていただきました議案資料に誤りがございましたので、おわびを申し上げ、訂正のお願いを申し上げます。

第20号議案の令和7年度笠松町一般会計予算について及び第21号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計予算について、第23号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計予算について、第24号議案 令和7年度笠松町水道事業会計予算について、第25号議案 令和7年度笠松町下水道事業会計予算、以上、令和7年度の当初予算案5議案につきまして、予算に関する説明書の中に給与費明細書という書類がございます。その中で令和7年度と令和6年度の人件費の比較をしております、その一部に誤りがございました。

内容につきましては、今年度、12月の定例町議会で御議決をいただいた給与改定に関する条例の中で、今回、特に初任給の大幅の引上げですとか、給料表の改定を行わせていただいたところがございます。給与費明細書の表の中にその増減の内訳を示す部分がございます、給与改定に伴う増減及び昇給に伴う増減、この数値を算出する際に、給与の改定の見直し、号給の切替え等を考慮せずに数値を算定していることが判明し、本来は昇給に伴う増分とするところを給与改定に伴う増分として表示しておりますので、その内訳を修正させていただき、差し替えをお願い申し上げますというものでございます。

今後提出させていただきます議案及び議案資料の作成につきましては、慎重にチェック、確認を徹底いたしまして、今後このようなことのないよう努めてまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

申し訳ありません。よろしくお願いをいたします。

○議長（伏屋隆男君） なお、今説明された資料の差し替えは昼休みに行いますので、予算関係の書類全てを机の上に置いておいてください。よろしくお願いをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 高橋伸治議員。

○4番（高橋伸治君） 一般質問に入ります前に、岩手県大船渡市で発生しました山林火災によりまして亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災をされた方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

一般質問の題目は大きくまちづくりとなっておりますが、笠松地区の現状を見ながら、松枝地区のまちづくりの現状と課題をどのように捉えており、または今後をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

昭和30年代から40年代の笠松は、特に本町通りなどは店舗も多く、人通りもあり、非常に活気があり元気な町と思っております。自動車で町なかに行くのがとても気の進まない記憶があります。それでも、名鉄の路線バスが走り、利用者が多く人通りもありました。ところが、自動車を持つ家庭が多くなり路線バスも廃止となり、店主の高齢化や、郊外に大規模店舗ができ、人の流れが変わりました。笠松のメイン通りなどは、道幅は広いものの、駐車場が少なく車にとっては非常に不便な町となってしまいました。今は町なかを歩いていて、人にはめったに会わないほど人通りは少なくなりました。笠松が元気なときに、譲り合う心がなく、笠松のまちづくりの計画も進められず、今や空き家、空き店舗、そして皮肉にも駐車場が多くなっています。私の知る町並みは昭和30年代、40年代と少しも変わっておりません。ただただ古くなっただけで、町が老朽化しただけであります。これは笠松町のまちづくりがなされてこなかったからだと思えます。

そこで、松枝地区のまちづくりを考えてみますと市街化区域と市街化調整区域があり、それぞれに問題点を抱えています。

私は、まちづくりの基盤は道路整備だと思っております。まず、市街化区域では1971年、昭和46年に第1回目の市街化区域の指定がされ、そして現在まで50年以上が経過しました。1995年、平成7年に最後の編入の機会があったものの、土地区画整理が条件となり合意に至らず、編入の機会がなくなりました。昭和46年当時、笠松町の説明では、市街化区域になれば税金は上がるが、道路や側溝が整備されると説明を受けた記憶があります。道路はまあまあ整備されたものの、新興住宅でも住宅地でも、側溝がないところが存在します。また、東西の幹線道路でも側溝がなく、舗装がくびれ、道路に草が生えているところが点々とあります。

笠松では、松枝地区の現状をどのように認識し、まちづくりをどのように進めようとしているのか、町長さんのお考えをお尋ねします。

市街化区域で50年以上も農地を持っている人、つまり農業をしている人に草刈りをお願いし続けておられますが、いつになったら側溝を整備し、道路の草刈りから解放するつもりなのか。道路の維持管理を含めて、計画があればお示してください。市街化調整区域では、道路の両側に草が生え、車1台しか通れない幅しか舗装されていない状況は、歩行者にとって、とても安全な道路とは言えない状況であります。草に関して言えば、市街化区域の比ではありません。特にひどいところでは草のトンネル状態ともなっています。農家の高齢化が進み、休耕や耕作放棄地が多く見受けられる状況であります。笠松町としてこれが適正に維持管理をしておられる状況でしょうか。堤防でさえ、国が年2回、7月と9月に草刈りを実施しており、時代は変化しております。

また、道路沿いの用地を確保する際、用地の確保が難航している状況だと笠松町では第6次総合計画において言っておられますが、本当に用地を確保・買収しようとしておられるか、今後の道路の拡幅、整備計画があれば併せてお示してください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

高橋議員さんの質問について、まちづくり、側溝の整備についてお答え申し上げます。

本町は、木曽川を含めた約半分が市街化調整区域で、そのほとんどが松枝地区にあります。市街化調整区域は市街化を抑制する区域として位置づけられるため、松枝地区では広大な農地が形成されている区域が多く、その関係上、農地沿いの側溝整備や路肩の除草など道路整備において市街化区域と比べて未整備箇所も多く、進捗状況に差異が生じていることは現状として認識しているところであります。

議員からも御指摘いただいているとおり、まちづくりの基盤は道路整備との見解は町としても同様であり、交通網の整備を図るべく、利便性、安全性の向上は笠松町全体の課題として認識しているところであります。

また、時代は変化しているとの御指摘もありますように、現在まで、農地沿線道路の草刈りは農業従事者の方々に共助の考えの下御協力をお願いしておりましたが、農家の高齢化に伴い、休耕地や耕作放棄地が増加し、草刈りが困難な状況が増加していること及び近年のゲリラ豪雨に対する道路排水が必要不可欠となっていることを考えますと、舗装修繕、側溝整備、路肩の草刈りなどを含めた今後の道路整備の考え方を見直していかなければとも考えております。

今後は、農地であっても、周辺の土地状況、交通量、道路幅員、道路の排水状況、通学路、拡幅予定が買収済みとなっている箇所、投資効果等々、様々な観点から精査できるよう道路整備に関する評価基準を作成し、優先度を見極めながら効果的かつ効率的な道路整備を行ってい

きたいと考えております。

路肩の除草につきましては、これまでも交差点付近の安全確保が困難な箇所などは職員にて除草を行うなど対策を講じておりますが、農地に由来する様々な問題については、農業委員会や町内会などのコミュニティーと連携できる体制づくりを検討し、併せて、国や県にも制度の有無などを調査し有効な施策について要望をするなど、行政と地域が一体となった解決策を見いだしていきたいと考えています。

2つ目の道路管理についてお答え申し上げます。

道路の拡幅整備計画には用地買収が必要不可欠となりますが、行財政改革以降となる平成18年からは個別の用地買収も行っておらず、厳しい財政状況を鑑みますと、実施計画まで至っていないのが現状であります。

現在、幹線道路の整備として、用地買収を伴わずして整備が可能であるパイプライン上部利用整備工事を羽島市境まで順次進めており、側溝のない住宅地の側溝整備と併せて車道及び歩道の拡幅を行い、利便性と安全性の向上に努めております。

現時点で、今後の具体的な幹線道路の整備計画をお示しすることはできませんが、併せて、快適な生活道路の整備としての既存道路の維持管理も非常に重要でありますので、限りある予算の中、道路整備の優先順位、重点項目などにおいて、議員の皆様にご意見を伺いつつ、また、地域住民からの御意見も踏まえながら道路整備計画を推進していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 御答弁ありがとうございました。

それではまず、本当に一般論ですが、ちょっと一般論で町長さんにお尋ねをしたいというふうに思います。

今の米価ですが、ちまた、テレビでは、東京で大体5キロの物が5,000円弱、4,900円とか出ておりますが、この状況は、町長さん個人で結構ですのでどのように考えておられるか、ちょっと参考までにお尋ねしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 米価は国のほうが備蓄米を放出したということですのですぐに下がるかなというふうには期待をしておりますが、なかなか思ったような効果がないということで大変私自身の家庭においても非常に負担が大きくなっている。もちろん、国民皆さんがそうだと思います。一刻も早く価格が安定していくことを願うばかりであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） ありがとうございます。

私も、実は個人的にはそう思うんですけども、私は米作りを始めて50年以上、農業を始めて50年以上になるんですけども、今の隠れた情報といいますか、大きく取り上げられている裏では、今の米価は30年前の水準だということで、米の値段は30年前の値段ですけども、それは一般的にいう安くできる、周りの生活が低い状態のときに、30年前ですから、その頃の値段は非常に高いというふうに思うんですけども、簡単に、今JAの購入価格を見ますと昨年の購入価格、一般にJAが購入するのは、60キロ、玄米1等米で1万2,000円で買いますと言っておった。ところが民間の業者が来て1万4,000円で買いますと買って買うんですね。だから大量に売られるところはJAに出さないで民間業者に売って、だから全国で何十万トンも足りなくなるというのが現状です。だから、今その値段が、玄米で計算しますと大体1万2,000円から1万4,000円で売ったものが、消費者の下では大体4万8,000円くらいになる計算になるんですね。それくらいの値段で、中間マージン、精米とか人件費とかいろいろ絡んでいるので、現状としては、農家がJA側に渡す値段の約4倍で消費者の手元に渡っているというのが現状です。

これが、どうしてこういう話をするかといいますと、先ほど時代が変化しているというふうに申し上げたんですが、これは国のほうの堤防、私の子どもの頃は、子どもでも、火をつけて焼いて消防車に来てもらって消してもらっていたという状況でお金がかからなかったんですが、今は7月と9月に必ず除草してくれます。それから、田んぼにつきましては、農家が出て野焼きということであぜ道とか道路を全部焼いてやったというのがあるんですけど、今は農業に関して時代が変わったというのはコンバイン。私が始めた50年前の頃は手で植えておりました。コンバインですと、私有地の土地の30センチくらいのところにしか植えていられないのはコンバインが入るときに非常に不便だということで、効率優先ですから、一番端の一番距離の長いところが空いておるという状態で、昔はそこに稲を植えておったので草刈りも当然やらざるを得ない、少しでもたくさん取るためにやらざるを得ないというのが30年前の状態、あるいは50年前の状態なんですね。それが今や機械化になって周りが空いておる、ですから刈る人もいない、高齢化も当然進んでおるんですが、そういう状態で草刈りがやられないということなんですね。という状況だけ確認をしておきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの答弁の中で、現在まで農地沿線の草刈りは農業従事者の共助の考えなのだというふうに今発言がございましたが、非常に聞こえはいいですけども、いつまで共助を続けたら、失礼な言い方をですけど、見返りがあるんですか。お互いでやるのに、50年草刈りをやり続けてきましたけれども、町は何をしてくれたんですか。現状は変わっていないです。それについてはどうですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 草刈りをしなかったからどうなったかという御質問なんですか。

ちょっとごめんなさい、私、回答がよく分からないので、もう一回ちょっとかみ砕いて御質問をお願いします。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 多分、共助というのは、一般的には災害のときに使われていますね、お互いに助け合ってやりましょうという形だと思うんですけども、例えば、我々は道路ですよ、田んぼじゃない道路の草刈りを1年に、私の場合だと五、六回、50年もやっている。町は何をしてくれたかなと思う、側溝もつけてくれない、そういう状態です。そういう状態のまま、今のところは住宅で開発されたようなところで、農業をやっておられるところについてはそういうところが残っている。そういうことについて、町としてどういうふうにご考慮されるかということをお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 現状、議員御指摘される箇所もあると思いますので、今後は、先ほど答弁させていただいたように状況に応じて柔軟に、我々でできることをやっていくという考えであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 非常に、町としては何かをやったといいますが、やってもらったという経験はないという現状ですよ。非常に苦しい答弁だと思いますが、先ほどの答弁の中にもあったんですが、農地に由来する問題については、農業委員会とか、いろんなところに働きかけをしていきたい、体制づくりを検討していきたいというふうに言われたんですが、ちょっとほかの例を挙げれば、何かのイベントがあるときに実行委員会に投げるのと同じスタンスですね、これも。そちらに投げて決めていただくと、もうそんな時代は、期間は過ぎたと思うんですよ。側溝を造らないか造るかということは、町長の決断次第なんですよ。そういうところ、そういう時期に来ていると思うんですよ。50年もたって、残っているところは僅かなんですからそこをやるかやらないか。これは一旦やれば、ハードですから70年、80年は持つんです。だから毎年ここを草刈り機でやるということよりも側溝をやっしまえば、まちづくりといいますが町並みがきれいになるというふうには私は考えるんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 草刈りと今の道路管理は併せての答弁でいいですか。

○4番（高橋伸治君） 結構です。

○町長（古田聖人君） もちろん必要とあるもの、将来的にまちづくりに効果があるものについ

ては、今は苦しい財政状況ですが、やるべきことはやっつけていかなければいけないとは思っています。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 今、非常に苦しい答弁をお願いしている状況ですが、どうしてかといいますと、例えば道路を舗装する場合でも、わざわざそののここに来て1メートルだとかを空けて舗装をやっているんですね。ここは車も通るんですよ、そうすると、へこんだところから舗装が傷む、ここは草が残る、ここは両側かも分かりません、そういうところが点々とあるということです。ですのでそういうところは早急に側溝を造って。舗装をやるときにも便利、舗装の傷みも少なくなる、非常に私はいいことだと思うんですけども、そういうことで、特に維持管理の面ですよ。

実は私、去年ですけれどもあったんですが、そういうところを見たときにどこか水道工事か何かをやられたアスファルトのかけら、そういうところに行政は善意で置いていってくれるんですよ、穴ぼこが空いているので。分かるんですけど、今度、草刈りをやるとそういう石が飛んでくるんですね。だから、そういうことがあるので、そういうことは根本、本として町のほうが側溝、舗装はできるようにしてほしいなというふうに思いますが、その点を1つお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、お答えさせていただきます。

まずもって、石がですね。路肩の部分に埋めさせていただきますして草刈りに御迷惑おかけしたことにしましては、誠に申し訳ございませんでした。

先ほど議員もおっしゃられましたとおり、まちづくりの基盤につきましては道路整備の観点、これは、効率的で効果的な道路整備の推進は、近年住宅が多く見られる松枝地区では重要な施策だと考えておりますので、従いまして、先ほども述べましたように、道路整備に関する評価基準等々を設けまして早急に計画を立てていきたいと考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） それから、これも答弁の中ですが、現時点でその具体的な幹線道路の整備計画はお示しができないということです。これはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、今の段階では整備計画はございません。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 今非常に強い形で私は言っていると思うんですけども、これは、私が毎月サロンに行きますと実際に年寄りの方が非常に多いというところで、こういうふうに草刈りをしてくださいよとかと言うとこんな年寄りにやれというの、もう80歳過ぎたような人がやれというのかと。

だから、もう一気にやってくれとは言わないけれども、目に見える形、例えば2路線、特に私が今気にしているのは東西の路線ですね。2路線ぐらいつは毎年やっていただけたらいいなというのが本音です。その話をされた方も一気にやってくれとはとても言える状態でないことは分かっておると思う、目に見える形でそれを示してほしいなということは言っておられました。

それで現在、松枝地区につきましては、世帯数で大体笠松の45%、それから人口につきましては46%、今現在お住まいですので、その点、非常に今は笠松町としても大きなウエートを占めておるとい状況の中にありますので、そこら辺のこともよく踏まえていただきたいというふうに思います。

それから、50年前とあんまり、先ほど私の場合は変わっていないという、私の身近なところでは変わっていないんですけども、市街化区域が設定をされて変わったと言われるのは昔ながらの集落の辺りは側溝も、田んぼのところでも結構続いています。簡単にいいますと竹鼻街道といえますか、小学校のあの筋から東の辺りですよね。あそこは結構農地であつても側溝がずうっと続いているんです。それより西については、ついているところとついていないといういろいろあります。同じ農地であつてもそれぞれ違います。だから、そこら辺のところを現状としてよく考えていただきたいなというふうに思います。

それと笠松町から最近よくお知らせ、広報で、除草をしてください、草を刈ってくださいというのがよく広報とかに入ってくるんですけども、草刈りの値段ってどのくらいか御存じですか。お答え、もし分かればしてください。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

町のほうで単価契約をしておる案件がございまして、そちらにつきましては、1平方メートル50円程度になっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 確かに、町の発注しておられる工事はそれぐらいの値段かも分かりませんが、休耕しておられるところ、年1回、私の腰高ぐらいのところまで草が田んぼに生えてお

ったりしますと、これは建設業者に実際に委託されている話を私は聞いたんです。1平方メートル110円です。1反、1,000平方メートルあると約10万円ですということです。それ以上に高くなれば現場を見てまた査定されるという状況ですので、非常に負担になりませんか。そういう状況だけは、笠松町のほうは知っておいてほしいなというふうに思います。

それからこれも笠松町に、ある先輩、先輩ですのでここにはもう当然見えないんですけども、先輩の幹部の方ですが、市街化になれば税金は上がるが側溝を整備する、そういうふうに説明をされたんですね、以前。草刈りが不要になりますということはその市街化になった当時に言っておられました。それが現実はどうかということそうではなかったと思う、ないところもあるということですね。それから、松枝地域については、もう一回舗装をやる予定だったと思う。多分舗装をやると10センチぐらい上乘せになるんですよ、今よりも、そういうことをやる予定だったと、そういうことを退職してから言われるんだよね。だけれども、実際に笠松では計画があったけれども、やらなかったということです。

それから、これはもっと最近なんですけれども、これも、いずれもOBなんですけれども、今の田んぼのところの側溝をつける話が、側溝じゃない土留めですね、それがあったんですね。そのときに、住民からの提案で側溝にしてくれないかという要望をしたときに、側溝を造ると、こちらの田んぼですと側溝が傾くという話をされたんだね。これは実際に町の幹部の方が住民に対してしておられることなんです。住民は分からないですよ、してくれても倒れるなら困ったなということで、最終的にはコンクリートの板を打って土留めをされたという経緯があるんですけれども、そこら辺、町長といいますか現在の幹部の認識と過去に我々が受けている説明とは全然違うということですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 誠に申し訳ないんですが、私、その話は全く初耳ですし、当然それが本当にそういう発言がされたかどうか確認できないので、ちょっとお答えしようがないです。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 実はその側溝については私が要望したんですね。私は間違いなく聞いているんです。幹部の方も知っているんです。どちらも知っている人なんですね。そういう状態で、町の方は知っておられても言われない。それから町の方、住民に説明される事例がすごく多いんですね。過去に30年、40年前にあったものを現在説明をされているんです。そういうことを言われているんです。納得がなかなかできないというのが一般の方です。財政事情は特別です。そういう状況がありますので、よく調整をしてお願いしたいなというふうに思います。

それから、もう一点。

先ほど50年ぐらいたつけど町は何をやってくれましたかという話をしたんですけども、税

金は確かに上がりました。実際に確認をして、道路がある、道路の例えば反対側は調整区域、こちらは市街化区域、どのくらいの税金の差があるかというのは御存じですか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

こういった固定資産税の概要調書という調査がございまして、そちらで1平方メートル当たりの比較をしてみますと、令和6年度でいいますと、調整区域と市街化調整区域との税額の比較をしますと約52倍の差があります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 突然の税金の話で申し訳ないんですけども、私の手元に実は資料としては持っているんですね。持っておるのですが再度聞いたんですけども、最近の状況を見ましても、最大値の調整区域と市街化区域の税金の差が一番開いたところは74倍です。

調整区域、農業をやるところについては、大体1,000平方メートルですかね。1反1,100円ぐらいですね。その60倍ですね先ほど言ったの、58倍あるんですね、実際は。最近の5年間ですけれど。

だから、片方は1,100円ぐらいで片方は7万円とかするわけですね、そのくらいの差がある。だから住民に対しては税金が上がるというふうに多分、聞いておっても、私は正直言ってこんなに上がるとは思ってなかったです。これはほかの住民の方も多分そうだと思うんですが、上がることは聞いておったというけど、70倍とかは。最近の5年間で60倍前後、58.8倍ですという状態ですので、これを調整区域のほうで計算しますと50年間、農地のほうでしたら、大体5万5,000円ぐらいですね。1反、1,000平方メートルを所持しておった場合は大体5万5,000円ぐらいです。片方は、市街化区域で同じ面積を持っていますと330万円ぐらいですよ。

だから農家の方というのはそれで、普通農家というと大体3反、最低でも3反ぐらいある人を農家といいますので、これの3倍ですわ、1,000万近い金をこの50年間で税金として払っているんです。

だからそれも、先ほど共助のという話があったんですけども、農家の方は納めているんですけど、50年間何もしてもらってもいないところが非常に多い。そういうところは皆さんに言われるの、だからいつになったらしてくれるんだということ。

これはみんな、私がなぜ強く言えるかという聞いていますからですよ。住民の方に聞いているからです。そういうことを分かっていたいでですね。先ほどは町長さん、これからそういうのに諮って皆さんの意見を聞いてという。私は何度でも言いたいが、もうそういう時間は過ぎたと思う。

50年もたったんですよ。町長さんが、来年度当初、補正と言われたかな、来年度2路線やっ

てくれと言えぱつくんですよ。そういう立場、状況というか時の流れが来ているということですから。そこら辺をよく考えていただきたいなと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） この場で具体的な箇所をやるということは、ちょっとこれはいろいろ差し支えがあるので言えませんが、先ほど答弁させていただいたように、いろいろな評価基準を見ながら優先的にやるということで、もちろんそれに当てはまれば、議員が今要望された道路も含まれるとは認識しております。これ以上、具体的にやるということはちょっとまだこの場ではお答えするのは適切ではないと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 現在のところ、計画がないんだけど、よく検討してやっていただけるというふうで御理解してよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 優先度を見分けながら、前向きに検討はさせていただくつもりです。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

9番 田島清美議員。

○9番（田島清美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

終活支援について、超高齢化社会へと変化する中で、高齢者への終活支援についての町の考えはどのようなかを質問いたします。

令和5年版高齢社会白書では、65歳以上の方のいる世帯についてを見ると、令和3年現在、世帯数は2,580万9,000世帯と、全世帯5,191万4,000世帯の49.7%を占めており、65歳以上の方のいる世帯は全世帯の約半数となっています。

また、65歳以上の独り暮らしの方は男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%でありましたが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となっており、65歳以上の独り暮らしの方は増加傾向にあります。

このように、独り暮らしの高齢者の増加に伴い、見送る人がいないまま亡くなるというケースも多数発生しており、誰もが安心して老後を過ごし、満足できる形で最期を迎えられるよう終活をサポートすることこそ、そして、独り暮らしの方が亡くなった後の手続をスムーズに進められるようにしておくことはこれからの超高齢化社会の大きな課題であると言えます。

終活とは人生の終わりに向けた準備のことで、具体的には、最期の迎え方や葬儀の希望などをエンディングノートに残すことや断捨離、財産の整理などの活動です。

しかしながら、家族がいる人ならともかく、独り暮らしの人となると、亡くなった後の手続、葬儀・埋葬についてどうすればいいのかを悩んでいるケースも多いと予想されます。独り暮らしの高齢者の増加に伴い、死後の手続や葬儀を行ってくれる近親者がいないという問題が増加しており、自治体でも手続に時間がかかり、担当者の負担の増加が予想され、さらには遺品処理や遺骨保管などの問題が発生することも予想されます。

そこで、1つ目の質問をさせていただきます。

当町の65歳以上の単身世帯数と高齢者夫婦のみの世帯数の実態はどのようになっているかをお尋ねします。また、身寄りがいない人が亡くなった場合の町の対応について、お聞かせください。

日本社会が超高齢化へと変化する中で、これまで家族が担ってきた介護や金銭管理などの日常のお世話、葬儀などの死後の事務といったことを任せる人がいない方が増えています。また、高齢者単身、または高齢者のみの世帯の増加は今後数十年間続く見込みであり、終活のニーズや家族以外の第三者に支援を託すケースもますます増えていくことが予測されます。そのような中で、終活支援も始める自治体が増えています。終活支援の取組の多くは、終活相談窓口の開設や終活セミナーの開催、エンディングノートの配付などで、岐阜市では終活支援の一環として「私のエンディングノート」を令和6年7月1日より配付しています。神奈川県横須賀市では、身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢者の終活を官民の連携により支援するエンディングプラン・サポート事業を進めています。

ここで、2つ目の質問をさせていただきます。

誰もが安心して老後を過ごし、満足できる形で最期を迎えられるよう、自治体が終活をサポートすることが今後求められるのではないかと思います。町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんのご質問の終活支援について。まず、当町の65歳以上の単身世帯数と高齢者夫婦のみの世帯数についてであります。国内の人口及び世帯の実態を把握し、行政施策の最も重要な資料となる令和2年実施の国勢調査では、平成2年、1990年の当町の65歳以上の単身世帯184世帯に対し、30年後の令和2年、2020年では4.9倍の893世帯となり、夫65歳以上及び妻60歳以上の夫婦世帯では239世帯に対し、4.4倍の1,053世帯と高齢単身世帯や高齢者夫婦世帯ともに増加しております。

将来の人口見通しでは、団塊ジュニア世帯が65歳になるまでは横ばい傾向ではありますが、そ

の世代が65歳になる令和22年、2040年以降は増加となります。また、高齢者夫婦世帯が一般世帯総数に占める割合は12.3%で、県内42市町村の中では低いほうから7番目で、高齢者夫婦の割合は少ない結果となっていますが、今後は、全国的にも未婚率上昇の可能性もあり、単身世帯も増加傾向にあるものと考えております。

次に、身寄りがいない人が亡くなった場合の町の対応についてであります。笠松町内で身寄りがいない人が亡くなったという情報を病院や警察などから役場へ連絡いただいた場合は、まずお亡くなりになられた方に本当に親族がいないかどうかを確認いたします。確認するため、墓地、埋葬などに関する法律に基づき、戸籍調査をします。親族が判明した場合はその方に御連絡し、御遺体の引取りなどをお願いしております。親族が全く不在であったり、親族が判明しても、火葬、遺体の引取りなどを拒否された場合は住所に関わらず、前述の墓理法により、死亡地の市町村長として火葬を行います。そのため、例えば笠松町民であっても、親族が不在の場合などで死亡地が岐阜市地内の場合は、岐阜市長が火葬を行うこととなります。また、身元不明の場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により、市町村長が火葬を行います。

なお、法律上、市町村が関わるができるのは火葬の部分までであり、遺留品や残置物の中で売却が可能なものについては火葬費用に充当はできますが、充当し切れない遺留金や遺品などについては、相続人が一切の権利義務を承継するという民法第896条の規定により、相続人以外の者が整理・処分はできませんので、市町村では関与しておらず、最終的には民法第959条の規定により、国庫に帰属することとなります。

続きまして、エンディングノートを含めた自治体が終活をサポートしたらどうかというお尋ねがありますが、お尋ねの中で岐阜市の例により御紹介していただいたエンディングノートにつきましては、国土交通省が日本司法書士会連合会と全国空き家対策推進協議会との協力で、住まいの終活を考える際のツールとして「住まいのエンディングノート」を作成されましたので、既に町ホームページに掲載されているところです。このノートには、家系図や建物、土地の所有の状況に加え、これらを将来どうしたいのかなど、財産管理の情報を中心に記入できるものとなっております。このエンディングノートの作成により、遺族や相続人の相続の手続などが円滑に行われることに役立っているものと考えます。

このほか、町では令和3年8月に、一般社団法人ハウスサポートと空き家等対策事業の実施に関する協定を締結し、空き家相談会を定期的で開催し、令和4年度から3年間で49件の相談がありました。また、ケアマネジャー及び高齢者を対象に、マイホーム利活用セミナーも実施しております。

一方、身寄りのない人の中には認知症やその他の病気の進行により正常な判断や意思疎通ができなくなることに對する不安が大きいと考えられますので、地域包括支援センターにおいて、高齢者の成年後見制度について、個別での説明も行っております。また、令和7年度からは町

から一般社団法人岐阜権利擁護センターに委託し、年4回、町民向けの後見制度を中心に相談業務を行う予定であります。

これらのほかにも、自分が亡くなったときの葬儀方法や電気、ガス、水道、携帯電話の解約など、日常生活の中での手続や施設入所、病院の入院の際の保証人を求められる場合の対応など、一人一人それぞれ様々な困難な事例が考えられます。そのため、まずは町民の皆さんに、よりよく生きるための計画、亡くなった後のための準備など、少しでも御自身の終活について考えていただくきっかけづくりをしていけたらと考えているところであります。

例えば、より実効性が増す取組としてエンディングノートを使用し、これまでを振り返り、これからの計画を立てていける一助となるように地域包括支援センターや、今連携協定を結んでおります明治安田生命の方をライフプランナーとして講師に招き、町職員も含め、民生委員をはじめとする町民の皆様方と終活について考えていただく研修会の開催や、広報紙などでの特集などを実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

[9番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

それで、私のほうはちょっと質問というよりも要望というか、今回、エンディングノートは明治安田生命とかそういうところのあれでやられると言われていましたけど、研修会をね。そういうふうに最後のほうで言われましたよね。

それで今、私のほうでいろんな方に、いろいろ相談を受けたりとかしているというのは、なぜ、どうしてこの質問をしたかという、私も町長さんも50代、60代で、大体、親さんが亡くなられるとか認知症になってしまったとか、親が急に入院して、そして母親も認知症になってしまって、病院に入院して親さんは退院するつもりであったんだけども状態がおかしくなって急遽亡くなってしまったとか、そうして、そのときにやっぱり私たちの世代は何がどこにあるかというのがさっぱり分からないといわれて葬儀をするまでの間とかすごく困ったという話を聞いたり、もう大体そういうケースが多いんですね。だから、私は高齢者の世帯の方だけにでも、このエンディングノートって岐阜市がやってみえるんだから、笠松町もやる気があったらできないことはないんじゃないかなと思ってちょっと要望というか。

今、先ほどは不動産のほうはやってみえると言われてましたよね、不動産のほうを要するに空き家対策の一環でね。それで今月号の広報を見ましたら、空き家対策のことは書かれていました。でもエンディングノートのことは書かれていないので、これから特集とかやっていただければ、また皆さんもちょっとは考えてもらえたりとかするんじゃないかなあとは思いますが、要するに、エンディングノートを全世界帯に例えば配れない、そういった理由というのは何か、

その点だけちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） エンディングノートですけど、必要なそういう御高齢の方がいらっしゃるところはいいと思うんですが、例えば、若い単身世帯とかまだ子どもが小さいところでエンディングノートを全戸配付するとかえってこれはちょっと批判を浴びるといえるか、おまえは死ぬと言っているのかというぐらいの勘違いをされるところもあるので、実際のところは町のホームページにエンディングノートのあれがありますし、もし、役場で、必要であれば配付することもできるという、またその辺も考えますけど、全世帯に配るようなものではないような気はします。

〔9 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9 番（田島清美君） 多分そういった回答が来るだろうなと思って、取りあえず質問をさせていただいたんですけど、ただ今の時代、親さんより子どもさんが亡くなるケースも多々あるんですね。例えば80や90のお父さん、お母さんが長く生きていて子どもさんが50代とか40代で亡くなるケースもあるんで、だから、例えば20代や30代はそんなに亡くならないということも、限らないじゃないですか、今。がんになったらすぐ亡くなっちゃうんだから結局は。まあそれは置いておいて、私、要望なんですけど、例えば、今社会福祉協議会がやっていますよね。いろんなところでサロン、町内の連合会長さんとかいろんな方、いろんな地域で、門間サロンとか、米野サロンとか、無動寺サロンとか、善光寺サロンというのでいろいろ皆さんと話したりとかされて活発にやってみえるんで、そういったところでエンディングノートを置いておいてもらうとか、ちょっと話題にさせていただいたらなあと思うんですけど、その辺はどのように考えてみえますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） サロンはあくまでも地域の方の自主運営ですので、こちらから積極的にはやはりですね。行くと、またそれに対してまたいろいろ思いを抱かれる方がいらっしゃいますので、もし議員のほうで、地元のサロンでこういったエンディングノートを使った研修会をやってほしいという要望があれば、こちらのほうでは検討させていただきたいと思います。

〔9 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9 番（田島清美君） そうですね、サロンのほうはやっぱり個々のあれがあるんで、ちょっと難しいというのは分かりました。

例えば、総合会館とかで月1回とかやってみえるそういうサロンのようなものがありますよね。そういうものはどうですか、それも同じような形ですか。

〔「同じように」の声あり〕

分かりました。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） では、例えば敬老会とかそういったときにこういったことをというようにそういった紹介とかは、今もうやってみえるかも分からないんですけど、なかなか80代とかの世代の方って、お元気な人はお元気で、特にうちの父なんかの具体例を出しますと、こういうのを書いてほしいわと15年前くらいに頼んだんですけど、あんまり書きたくないというので、やっぱり子どもと親の感覚でもなかなか言いづらい、ましてや、母親が父親にちょっとこれというのも言いにくいわというようにそういったケースがいろいろ多いので、だからこうやって町が、今の防災ハンドブックみたいな感じに広報と一緒に入れてもらって配られるとちょっと考えるきっかけになるんじゃないかなということでこの質問をさせていただきましたが、要望でとどめさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

3番 竹中光重議員。

○3番（竹中光重君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

これからの円城寺厩舎利用についてお尋ねします。

現在、岐阜県地方競馬組合では厩舎移転計画がございます。円城寺厩舎から競馬場の間の馬道において、これまで幾度となく放馬事案が発生しており、抜本的な放馬対策のため、円城寺厩舎を岐南町薬師寺地内に移転するという事で進められ、スケジュールとしては令和9年3月までに完了予定とし、その後、競馬組合としては、地権者の皆さんに対し、厩舎を取り壊し、更地にして返還すると聞き及んでおります。

そして、地権者の皆さんへの返還が終了した後は、笠松町が岐阜地域や岐阜県の都市計画審議会に跡地の活用を申請することになりますが、円城寺厩舎は全てが市街化調整区域であることから、今後の活用に向け、公益社団法人岐阜県都市整備協会へ、令和5年と令和6年度に調査を依頼しました。

本年1月に行われた岐阜県知事選挙で新知事に就任された江崎さんは、講演会や個人演説会

でのお話の中で、笠松町にとって、あの土地を有効活用することは岐阜県の南玄関ともなり得ることから、地方創生の最たるモデルとしてほしいと熱弁を振るっておられました。

移転後の円城寺厩舎跡地利用は、笠松町にとって大変大きなプロジェクトになり、なおかつ、笠松町のまちの活性化及びにぎわいの創出など、今後の発展にも大きく関わってくると思われます。私としても、議会としても、重要な案件だと認識しております。

笠松町第6次総合計画の計画的な土地利用の推進に、円城寺厩舎移転に伴う跡地周辺の魅力あるエリアづくりの検討と記載されております。そこで町長にお尋ねいたします。

最初に、私もまだ勉強不足のところがありますので、円城寺厩舎跡地を活用するため何から始めていくのか、これからのタイムスケジュールについて具体的に教えてください。

次に、円城寺厩舎跡地を活用するために、現時点で考えられる大きな課題と思われることがあれば教えてください。

次に、円城寺厩舎と言われている場所は、円城寺だけでなく岐南町薬師寺地内にもあることから、今後の活用及び開発に関し、岐南町との関わりをどのように進められていくのか教えてください。

次に、円城寺厩舎跡地活用を進めるに当たり、地域が求めるニーズに応え得るまちづくりを進める上で、何をもちょう笠松町の大プロジェクトの顔を確立していくのか、古田町長の取り組み姿勢について、どのような思い、どのような観点で取り組まれようとしているのか。古田町長の意気込みをお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 竹中議員さんからの円城寺厩舎の跡地利用について、具体的なタイムスケジュールからお話ししたいと思います。

円城寺厩舎跡地の利活用に向けては、岐阜県の新たな玄関口として、この地域を大きく発展させるポテンシャルを秘めているものと認識しており、昨年から2か年にわたり、笠松町と岐南町の両町が合同で、公益社団法人岐阜県都市整備協会に各種調査や基本構想の策定などを委託しました。現地調査や実態調査、市街地環境調査を行い、これらの調査結果を踏まえ複数の構想案を検討している段階ではありますが、当該地のほとんどが私有地であり、また市街化調整区域という制約もあるため、様々な手法と課題の整理をしている状況であります。

まず、1点目の今後の進め方及びタイムスケジュールについてではありますが、今年度、地権者代表との意見交換を実施した際に、両町がある程度の跡地活用の方向性を示してもらわなければ具体的な検討ができないとの意向をいただきましたので、現在検討を進めている複数の構想案を絞り込み、各地権者の意向を丁寧な対話を重ねながらお伺いし、合意形成を図ってまい

りたいと考えております。

また、来年度は岐阜県や地方競馬組合などと今まで以上に連携を密にして、その他の関係機関との調整も図り取りながら、実現の可能性が高い構想を見極める必要があります。加えて、市街化調整区域の課題や浸水対策といった制度的、技術的な課題についても検討を深め、必要な手続を進めてまいります。今後は、両町並びに競馬組合などと具体的なスケジュールについて協議を図り、順次整理をして、公表できる段階で議員の皆様にお知らせしたいと考えております。

2つ目の考えられる課題についてであります。本事業の対象地が市街化調整区域であるため、土地利用の制限をどうクリアするかが重要であると認識しています。また、当該区域は浸水被害のリスクがあり、十分な対策を講じるには多額の予算が必要となることも見込まれ、その財源確保に加え、対象地のほとんどが民有地であり、地権者の同意なくして事業を進めることはできないことも上げられます。薬師寺厩舎への移転集約が当初計画より遅れたため、移転事業に支障を来さないよう十分な調整を図りながら事業を進めていくことが求められます。

そして、最大の課題は、行政が本事業に関与する度合いをどの程度にすべきかであります。関わる度合いが少ないと跡地全体で活用する意思統一が図れず、各地権者の思い思いで無秩序な個別利用の状況になるおそれがありますし、深入りし過ぎて行政が全てを担うようになりますと、買収や用地交渉など町職員では対応が難しい業務も発生し、大きな負担になる可能性があります。県や競馬組合、地権者、事業に関わる民間事業者との役割分担を明確にし、町がどこまで関与できるのかを見極めながら、迅速かつ慎重に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の岐南町との関わりについてであります。両町の土地をまたぐ本事業では、当初より岐南町とも連携し、合同による調査業務の委託契約、関係課職員で構成するプロジェクトチームによる調査・研究並びに都市計画変更を視野に入れたお互いの各種計画の調整などを進めてまいりました。笠松町は、既にまちづくりの将来ビジョンを定めた都市計画マスタープラン及び町の最上位計画である総合計画において、当該地区の用途地域変更に向けて検討をする旨の記述をしております。岐南町では、双方とも、いまだ計画変更に向けた記述はなされておきませんが、来年度までには対応すると聞いております。

また、郡町長会定例会においても定期的に跡地利用を議題に上げ、両町長、副町長で意見交換を実施するとともに、オブザーバー参加される県議より移転事業の進捗や県の動向などのアドバイスをいただき、情報共有を図りながら両町が足並みをそろえて取り組んでいます。厩舎跡地が魅力あるまちづくりエリアとなるには、両町が今後も引き続き協力していくことが重要と考えており、これには行政のみならず、両町の議員の皆様にもこれまで以上に關心を持って本事業に携わっていただければと思います。

来年度は、羽島郡議長会の会長に当町議長が就任されますので、両町の議員が参加する勉強

会などの開催を新議長に働きかけ、両町の議会も積極的に本事業に関与して取り組んでいくとともに、先ほども述べましたとおり、県や競馬組合、関係団体とも密接に連携しながら、より実現性の高い事業計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

4つ目の取り組む姿勢、意気込みについてのお尋ねであります。私はこの円城寺厩舎跡地は東海北陸自動車道岐阜各務原インターに近く、岐阜の市街地も近接し、将来的には名岐道路により名古屋方面へのアクセスが大きく向上し、また名鉄笠松駅の徒歩圏内にも位置し、この地勢的優位性を有効活用することにより、単なる企業誘致や商業施設、住宅開発にとどめるのではなく、羽島郡を超えた岐阜南部地域全体の大きな発展につながる絶好の機会として捉えております。様々な課題を抱えているものの、このチャンスを生かすには両町及び関係団体が協力しながら、魅力的かつ実効性のあるプロジェクトとして進めていくことが不可欠であると考えております。

跡地の利活用に向けては地権者意向を最優先としますが、地域のニーズにも応え、当地が持つ潜在力を最大限に引き出す活力あるまちづくりを目指しており、その実現に向けて、民間の土地開発事業者や金融機関、国や独立行政法人など、情報交換や推進手法のアドバイスをいただきながら、地域経済の活性化や安全・安心なまちづくりの観点も取り入れ、薬師寺厩舎への移転完了を目途としている令和9年3月末、2027年3月末には、具体的で実現性のあるビジョンが提示できるよう進めてまいります。

今後とも、丁寧な情報提供と意見交換を行いながら、よりよいまちづくりに向けた取組を進めてまいりますので、議会の皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、1回目の答弁を終了させていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 古田町長、御答弁ありがとうございました。

円城寺厩舎利活用におきましては、私もまずは地権者の皆さんの意向と丁寧な対話を重ねることが大切だと思います。その中で、具体的なタイムスケジュールについて、今答弁いただきましたが、市街化調整区域の課題や道路の浸水対策といった、それら制度的、技術的な課題について検討を深め、必要な手続を進めてまいりたいとありますが、円城寺厩舎において、現在の土地の形状や道路の状況等を正しく把握し、今後の開発に合わせて整理するなど対策を考えるためにも、まず早期に厩舎内の測量を実施することが必要であると思いますが、古田町長のお考えをお示してください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員も競馬の議員なので十分御承知かと思いますが、まだ移転事業は着手したばかりでありますし、来年度は薬師寺厩舎の笠松エリアの厩舎工事があります。そして、

令和8年度には岐南町側の薬師寺厩舎の厩舎工事が完了した後に円城寺から馬を持ってくると。一時的には円城寺厩舎のほうへ今よりも馬が増える。というのは、薬師寺厩舎が今工事するため、持っていく場所がないという状況ですので、今の時点で測量というのはちょっと技術的にも、また環境的にも難しいのではないかと思います。ここはいわゆる厩舎を管理しています組合の意向というか状況を踏まえながら、できるときにやっていくしかないというのが、今お答えできる範囲であります。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 今町長がおっしゃられたように、昨日も説明会があった中でそういう流れであります。ただ、私が申し上げるのは、できるだけ早く今の円城寺厩舎がどういう状況であるのか、道路がどういうふうになっているのかとか、市街化調整区域なので、それをしっかりと認識を共有するためにもきちんとした測量等があればみんなで認識を共有して、その次の対策を考えられるのではないかという中なので、順番的に今すぐではなくても、今町長おっしゃられたように順次できる可能な段階になれば、早急に早期に現状を把握することが大切であるということで今は申し上げましたので、ぜひその旨は御検討いただければというふうに思います。

では次に、考えられる課題についてですが、本事業の対象地のほとんどが民有地であり、地権者さんの同意なくして事業を進めることはできないという御答弁がありました。古田町長も地権者の皆さんの意向と丁寧な対応を重ねると言われる中で今後、今は円城寺厩舎、そして次は跡地という流れの中、事業計画の進捗状況も含めて地権者さんとの定期的な会議といたしますか、説明会など開催をされる考えはありますか、教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 説明会というよりも、この間1回やったのは、地権者組合の代表の方とお話しさせていただいてきました。

答弁もありましたように、もう少し具体的に両町でどういうふうなことを考えているのかと示してもらわないと組合の構成をしている地権者にも説明しようがないから、もう少しあなたたちで分かるようなイメージできるような案をつくってほしいというボールがこっちに投げかけられましたので、今後、具体的というか、どこまで具体的なものはまたいろいろこれから我々も調査・研究をしますが、ある程度方向性のあるものをやっぱり幾つか案を示した中で、これはあくまでも笠松町サイドの考えということが前提です。これを示した中で地権者の皆さんがこれなら協力できそうだよというものをさらに練り込んでいくというのが現状では一番早くていい方法ではないかと思いますが、いかんせん、先ほども答弁しましたように、いろんな団体が絡んでおりますので、今はベターでもちょっと状況によってはまた次の策というの練

らなきゃいけないと思いますが、現状ではそういうふうには考えております。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

町長おっしゃられるように、ビジョンをこちらから提案していくというところまではよく理解はしております。ただ、それまでの間にやはり期間があって、地権者さんの中にちょっと不安を感じたり、あれはどうなっておるんや今はというようなことがあれば、それが起こらないようにその都度、多少なりとも会って話をする機会というのは今後考えていただければ幸いかと思います。

では続きまして、岐南町さんとの関わりや進め方についてですが、岐南笠松町連携事業として、岐南町さんのマスタープランや総合計画、用途地域変更に向けての検討等、岐南町さんの進捗状況を見極めながらの事業計画の策定という今の現状、状況であるというお話です。

では、古田町長の答弁にもありましたが、それでは、町の議会も積極的に本事業に関与し取り組むことが大切である。それはもう、議会としてもそういう認識もあります。そういう中で、郡町長会と羽島郡議長会合同の勉強会というようなもの、県や競馬組合や関係団体の方の話を聞きながら、いわゆる円城寺厩舎跡地利用の羽島郡合同の勉強会を開催されてはいかがでしょうか。町長はどのようなふうにお考えですか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 非常にやっていただけるとありがたいというか、個人的にはぜひともやってほしい事業だと思います。

答弁もありましたように、来年度笠松町の議長さんが郡の議長会長なので、イニシアチブを取って、やはり皆さんが共通認識というか正しい情報を共有してもらうことが大事ですし、また一緒になって取り組まないと、これこそ地権者やあるいは岐阜県の皆さんから、羽島郡、一緒になってやっている事業なのに岐南と笠松がばらばらじゃどうなのというような不安を抱かれると思いますので、そこはやはり歩調を合わせて、団結してやっていくためにもぜひともお願いしたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 古田町長、ありがとうございます。

来年度に向けて、議員としても、またほかの皆さん、議員とともに議長のほうに働きかけていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、もう一点。

答弁の中にありました厩舎跡地は東海北陸自動車道に近いこと、名岐道路の整備による名古

屋方面へのアクセスの向上等、地勢的優位性を活用することにより、羽島郡を超えた岐阜南部地域全体の大きな発展につながる絶好の機会と捉えていると古田町長の強い思いや熱い意気込みをお聞かせいただきました。ありがとうございます。

なおかつ、令和9年3月末に円城寺厩舎跡地利活用の具体的な実現性のあるビジョンを発表されるということで、古田町長がこのプロジェクトを強く推し進めていくことが分かりました。

その中で、今後このプロジェクトにおける岐阜県との連携協力について何か具体的に、もしくはどのように進めていくか、考えがあればお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 県につきましては、市街化調整区域をやはり、一つの手法としては市街化編入という手法が考えられます。当然県の許認可が要りますし、また各種事業に当たっては、県のみならず、やはり民間の事業者さんともいろいろなアドバイス、実際のところ、両町で具体的に土地を例えば何とかできても、ここで投資するのは町の規模では難しいのでここは民間事業者さんの参入を促さなきゃいけないということで、こういった意味においても県を中心とした様々な関係機関との協議、連携、協力、理解が必要となってくると思いますので、とりわけ県においては江崎新知事さんも、円城寺厩舎の跡地については、この間の講演会や演説会を聞く限りにおいては非常に関心を示しておられるので、私のほうも機会があれば積極的に働きかけをして、まず県も一緒になって、羽島郡だけの問題でなく岐阜県の新たな取組として位置づけていただくよう頑張っていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。古田町長がおっしゃられた県、民間、関係機関、しっかりと協力を持って進めていくということでございます。当然地権者さんの意向を最優先とする中で、まずビジョン発表に向けて、町と我々議会の連携、協力を高め、円城寺厩舎跡地利活用へ取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

1番 伊神和弘議員。

○1番（伊神和弘君） それでは議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私たちが日頃使用している水道水についてお伺いをします。

令和5年の夏、各務原市の水道水取水地の井戸水において、PFASの数値が非常に高かったことが公表されました。それ以前にも全国各地でPFASの値が高い川の水や井戸水の報告があり話題になっていましたが、県内のそれも近いところにおいて数値の高い地点があったこ

と、またその原因がよく分からないことなどから一気に関心が高まることとなりました。

最近では、各務原市の水道水はその含有量が下がっているものの、市民の血液検査では含有量の高かった地域の住民の数値は高いままだったというようなことであり、健康被害が心配されているところであります。

そこで、PFASについてインターネット等で調べてみました。ネットの情報は全てが正しいとは言い切れないため、もし間違いがありましたら御指摘ください。

このPFASとは、有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、人工的に作成された1万種類以上の物質があると言われていています。この物質は自然の中ではほとんど分解されず、長く環境に残り体に蓄積されやすいことから、永遠の化学物質とも呼ばれているということです。

PFASの一部の物質には、発がん性や子どもの成長への影響があると言われていています。特に問題になっているのは、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）の2つの物質だそうです。PFOSは金属メッキ処理剤や泡消火器などに使われ、PFOAはフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われていましたが、どちらも既にそれを使ったものの製造や使用は禁じられているところです。しかし、この2つの物質には難分解性それから高蓄積性、長距離移動性という性質があり、地球規模で環境中に蓄積されているということです。

さて、笠松町の水道水は水源地において取水した井戸水であること、またPFASの濃度の高かった各務原市に近いことから、私たちが使用している水道水にPFASが含まれている可能性は高いと考えられますが、町の水道水に含まれるPFASはどのような状況になっているのかお聞かせください。

また、今後の対応についてどのように考えられているのかをお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 伊神議員さんからの御質問、PFASの問題についての答弁をさせていただきます。

有機フッ素化合物とは、炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物であり、その総称をPFASと呼んでいます。代表的なものにPFOSとPFOAがあります。PFOS及びPFOAは環境中で分解されにくく、蓄積性を有し、慢性的に摂取した際には毒性の疑いがあることから、水道水において令和2年、2022年4月に水質管理設定項目として設定され、PFOSとPFOAの合算値で50ナノグラム以下が暫定目標値とされたところであります。

笠松町では、各務原市の水源地から国の暫定目標値を上回る有機フッ素化合物、PFASが

検出されたことが公表されたため、直ちに令和5年8月に全ての水源地においてPFOSとPFOAの検査を実施しました。その検査結果につきましては第1、第2、第3水源地では5ナノグラム未満、第4水源地では8ナノグラムでありました。住民の皆様には町のホームページにて検査結果をお知らせしているところであります。

さらに、他市町におけるPFOSとPFOAに関する動きも踏まえて、令和6年8月にも3つの水源地で検査を実施しました。その検査結果につきましては、第1、第3水源地では5ナノグラム、第4水源地では17ナノグラムであり、全て目標値を下回っており、水道水の安全性を確認しているところであり、安心して水道水を使用していただける状況であります。

次回の検査は、今年の8月に第2、第3、第4水源地の3か所で行う予定であり、引き続き検査を行ってまいります。なお、今後の検査結果につきましても町のホームページにて公表いたします。

町としての今後の対応につきましては、法に規定された水質基準の遵守はもとより、水質管理目標設定項目についても目標数値を下回る水質を確保することが望ましいと考えており、継続的なモニタリングの実施により検出状況の推移を把握し、その結果に応じ適切な対策を行っていく考えであります。

また、現在環境省において、水道水におけるPFOS及びPFOAについての分類見直し、検査実施回数、施行時期など今後の対応方法について検討したところであり、それら国の動向も踏まえながら水質管理を行っていきたいと考えております。

今後も安心して水道水を飲んでいただけるよう、PFOS及びPFOAの監視を行うとともに、検査結果を報告し、引き続き安全な水の供給を行ってまいります。

以上で1回目の答弁を終わります。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 御答弁ありがとうございます。

笠松町の素早い対応、各務原市が公表されてすぐに調査をされ、令和5年度、令和6年度と2回調査される、そういう素早い対応をありがとうございます。

その中で、国の暫定目標値を大きく下回っているということですので、安心はしておりますが、令和5年度に比べ令和6年度の第4水源地の数値が8ナノグラムから17ナノグラムに上昇しておるといところがちょっと私は心配されるところでありますが、今年はまた8月に調査を実施されるということなんですけれども、その調査結果次第でこの数値がまた上昇しているとか、さらには、今第4水源地のところでは5よりも上の数値が出ていないのですが、さらに第2とか第3に広がっていくなどというような調査結果が出るようであれば、1年ごとの調査ではなく、もう少し短期的な調査をして動向を見ていただけるといいのではないかなと私は

思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

今年の8月にPFASの検査を実施する予定をしております。その結果を踏まえまして、その後の検査回数につきましては、岐阜県等の助言をいただきながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

あくまでも、まず今年の8月の調査結果次第ということになるとは思いますけど、先ほどの第1回目の質問のときも言いましたが、これは割と広がりやすいとか、それから蓄積されやすいとかという物質だそうですので、各務原市と近いということもあって、今は第4水源地ですけど、またそれが広がってくるなどということが予想されないことはないの、その辺のことをしっかり見極めていただいて対応を考えていただければなというふうに思います。ありがとうございます。

次に、第4水源地の水道水というのは下羽栗地区に供給されているということだと思いますが、ちょっとデリケートな感じがするので発言に注意したいと思いますが、下羽栗地区の円城寺のところに給食センターがございますが、そこで使われている水もこの水源地からの水道水だと思いますが、水1リットル中に17ナノグラムという数値があるということで、これをどう捉えるかということも大変難しいところというか、考え方次第だと思いますけど、何かそういう給食で使うとか、それから学校や保育所等々でも水道水を使って何かを飲んだりとか、そういうことがあったりとかいろんなことが考えられるんですけど、そういうような点で何か考えられているところはあるでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

笠松町の学校給食センター並びに小・中学校、さらには保育所等々で使用していただいております水道水につきましては、笠松町全域の水道水と同じ水道水でございますので、国の定められた暫定目標を下回っておりますので、安心して使用していただけたと考えております。

仮に高い濃度が検出された場合につきましては、他市町の対応事例を参考に、PFASを低減するなどの対応を行い、安全な水の供給を行っていきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。安心して飲める水だということですので、この状態ということだと思われませんが、先ほどもありましたが、今後の結果次第ではということでは今お答えをいただきましたので、そのように進めていただければというふうに思います。

他の市町などでは、ホームページとかを見ておりますと、水1リットル中に50ナノグラムといった暫定目標値、その数値自体がいかにか安全であるかということを書いたものが載せてある市町のホームページとかもあるのですが、それを載せることによってより安心感を増すということもあるんですけど、逆に不安をかき立てるといような、先ほどの17という数字をどう捉えるかなんですけど、50分の17なんですけど、ということでは安心感を増すかちょっと不安をということも考えられるので、町民の方々の思いとか、または今後の環境省とかの動向も踏まえながら、町としてこの水道の水が安全ですよ、この前のホームページにも上がってありましたけれども、この辺りの安全性をどうアピールしていくかということ、また今後考えていただければなというふうに思っておるんですけど、その辺りはどうでしょうか。最後をお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

現在、当町のホームページにつきまして、水質検査の結果につきましてのみ公表しておるのが状況でございます。それにつきまして、水道水の安全性を周知させていただいておりますが、今後は国の動向や今年の8月に予定しております水質検査結果につきまして、議員おっしゃられますように皆様が安心していただけるように、より詳しくホームページや広報等を活用しまして、町民の皆様が安心して水道水を使用していただける環境づくりに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

そのように対応していただけるように、先ほども言いましたけど、ちょっとデリケートな感じがするので、そのアピールの仕方も工夫していただいて、うまく町民の方々に安全性が伝えられるようによろしく御配慮をいただきたいと思います。

今後の動向等々に臨機応変に対応していただくということを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

6番 間宮寿和議員。

○6番（間宮寿和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

有機農産物を活用した給食と今後の方向性についてと題しまして質問させていただきます。

昨今、食の市場ではオーガニック、無添加という言葉をよく見たり聞いたりするようになりました。実際、大手飲食店やスーパーでも食の安心をテーマに提供されているところも増えてきております。オーガニックを生活に取り入れるメリットは大きく3つあると言われております。第1に食の安全性、第2に栄養豊富、健康な体づくり、第3に環境に優しい、循環社会や環境汚染。このような点からも、特にオーガニック食材は子どもにはお勧めで、子どもが口にする食べ物の量は体重に対して大きいため、残留農薬や化学物質の影響を大人よりも受けやすいので、リスク回避のためにも積極的にオーガニックを取り入れてもらいたいと思います。その流れは子どもたちの学校給食にも来ており、農水省のデータによりますと、令和4年の末時点で、全国で193の市町村が取組を始めています。それから約2年がたちますので、現在はもっと増えていると思います。

そして、農水省は昨年12月8日を有機農業の日と定め、学校給食での有機農産物等の利用を推奨し始めました。農水省は自治体におけるその取組をインターネット等でも紹介しており、それを見てみますと、岐阜県では飛騨市が、お隣、愛知県では岡崎市、大府市、あま市などが全国の自治体の事例として紹介されていました。そして何より、同じ羽島郡の岐南町が先日、給食でオーガニックの大根を使用されたと聞きました。そして、今度はニンジンやコマツナを使用するという事も聞いています。

これは近年だけでなく、例えば石川県の羽咋市では2016年から、千葉県いずみ市では2017年から、つまり9年ほど前から既に取組を始められています。愛媛県の今治市に至っては、約20年前の2006年に地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興を3本柱とする今治市食と農のまちづくり条例を制定し、第7条には地産地消をベースに学校給食への有機農産物の導入、遺伝子組換え作物及びこれを用いた加工物の使用をしないというものも表明されておられます。このように20年も前に条例を定め、取り組んでおられる自治体がある中で、この笠松町はどうでしょうか。まず、町長にどのようにお考えかをお聞きいたします。

ただ、まだまだ市場の農作物のほとんどが慣行農業、つまり化学肥料を使用し、農薬を使っているものが多く、有機農作物は安定して全てを供給できない現状もあるということは理解しております。ですので、全てを有機野菜にする必要はありませんし、現時点ではそれは難しいと私も思っております。岐南町のように、まずは大根だけを使用しようという形ででもいいですし、例えばまずは年に1回何かの野菜を試みるだけでもいいと思います。前向きに取り組み

始めますと意思を表明するだけでも、また違うと思います。このような点で町長のお考えをお聞かせください。

そして、給食に対しても一つ、食材の発注に対してです。

野菜やお肉などを注文する際、産地や部位なども指定されているのでしょうか。また、指定したものが必ず納入されているかどうかを確認されているのでしょうか。野菜の納入業者は指定されているということは聞きますが、お肉などは入札業者が納品されているとも聞きます。入札になりますと、当然安い業者が落とすという仕組みになっていますが、私もスーパーなどでよく買物をし、お肉コーナーなんかを見ていますと、海外のお肉と国産の肉では値段が当然違います。牛肉なんかに至っては、外国産、国産のほか、和牛とか飛騨牛とか、そのようなものも何種類もありますし、もちろん部位によっても値段が数倍も変わるということも見ております。

ただ、海外のものが全て駄目だということを言っているわけではありませんが、注文はどのようにされているのか、また注文したものが正しく納品されているのか、またどのように確認されているのか、この辺りをお尋ねいたします。

笠松町では、御存じのとおり、今後、調理を業者に委託することになっていますが、この辺りまでチェック、指示をされているのかどうか、どのように確認を今後もしていくのか、その点も含めてお聞かせいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 問宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 問宮議員さんからの御質問、有機農産物、オーガニックを活用した給食についての御質問に対するお答えをさせていただきたいと思います。

健康志向の高まりや食の安全性への関心が高まる中、学校給食に有機野菜を取り入れる動きがあることは承知いたしております。学校給食は、学校給食法にその目標が掲げられており、その一つに適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることが定められております。昨今の学校給食を取り巻く状況については、お米の価格高騰、また野菜でいえば、キャベツの高騰は記憶に新しいというか、現在も進行中ではありますが、食品や様々な物品の価格が高騰しており、成長期にある子どもたちへ学校給食摂取基準を満たす献立を提供することに、もう既に苦慮していることは御承知いただけると思います。

その状況を踏まえ、町では引き続き子どもたちに栄養バランスの取れた給食を提供するため、令和7年度から学校給食の材料費を増額することにいたしました。子育て支援の観点から、給食費の引上げは行わず、増額に係る経費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しつつ、町が負担することにいたしました。また、現在、国において学校給食費の

無償化について議論が進められており、早ければ令和8年度から実施される見込みであります
が、どこまでの部分が無償化されるのか、議論の推移を注視していく必要があります。

一方、学校給食は、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけること
ができるよう、学校における食育の生きた教材として、その重要な役割を担っております。当
町においても、毎月の食育の日をはじめ1月の全国学校給食週間にテーマを決め、県内で取れ
た野菜の活用や岐阜県内の郷土食を提供したり、昨年11月には、下羽栗小学校の児童が育てた
サツマイモをみそ汁の材料に取り入れるなど、食育の観点からも工夫して給食の提供に取り組
んでいるところであります。

そのような状況のある中で、議員御提案の有機野菜については、優れた点がある反面、価格
や供給といった点でクリアしなければならない課題も抱えていることから、まずは限られた給
食費の中で、将来を担う子どもたちへ栄養バランスの取れたメニューを引き続き提供すること
や、食育の教材としての役割をしっかりと果たせることを最優先に考え、有機野菜の導入につ
いては、その機運が高まり、保護者の皆様から御理解がいただける状況になったときに取り組
むのがよいのではないかと考えているところであります。

続きまして、食材の発注についてであります。食材の発注については、笠松町学校給食用
物資選定要綱に基づき、見積書の提出、また見本の提出を依頼し、物資の選定を行っておりま
す。その中で、主に肉や魚については、産地や部位、大きさなどを指定するものもあり、併せ
て提出された見本を確認し、金額だけではなく実際のもを見て、最終的に判断を行っており
ます。

なお、野菜については、選定要綱第7条に、青果その他の品質、鮮度、規格または価格が著
しく変動する食材については、選定委員会の選定によらないことができると規定しており、基
準を満たした登録事業者の輪番で発注、納品を行っております。

また、食材の納品については、原則当日の朝、受け取りを行っており、発注した食材を一覧
にした検収簿に基づき、数量、賞味期限、包装の状態、肉や魚などは温度といった項目を確認
しており、発注したとおりの食材が納品されているかどうかを確認しております。

8月以降の事業者委託においては、食材の選定、発注は町が行うこととしており、食材の受
け取りについては、町が作成した検収簿に基づき委託業者が実施することとなりますが、最終
的な確認は町が行うなど共同で実施することになっております。

以上で1回目の答弁を終わります。

[6番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

今の答弁の中で、現在、確かにお米や野菜等が価格高騰していると、それに対して費用等も笠松町のほうで負担をしながら各家庭に負担がいかないようにというような御答弁をいただき、これに関しては私ももちろん存じ上げておりますし、本当にいろんな意味で笠松町も、また給食センターもいろんな形で努力されている、御尽力されているなどということはすごく感謝もいたしますが、確かにそれはそうなんです、これとまた有機野菜というところの部分では若干違うところもございまして、例えば価格が10年、20年前からどんどん上がってきているというよりはここ1年ぐらいで一気に上がった、お米でもそうですが、という気がしております。となりますと、去年、おとしまではどうだったのかという話にもなってくるんですが、例えば有機野菜給食に至っては、新しく知事になられた江崎さんもいろんな講演などで将来性というものを話されているのを私も何回も聞きました。岐阜県内でも給食にこの有機野菜を納入ができるように既にいろんな団体が立ち上がって、有機農業者、また農作物等も管理し、給食に納入ができるようなスタイルを進めている団体もあります。岐南町でもその団体へ依頼し、納入を進められたということも聞きました。また、その団体の代表は、実は笠松町の住民であるということも聞いております。にもかかわらず、笠松町は、今は口頭で取りあえず難しいという御意見は伺ったのですが、今までも含め、まだ進められていないということですので若干遅いような気がします。

初めからやらないとかできないとかということではなくて、もちろん今すぐやれとか、今年中にやってくれとかと言っているわけじゃなく、笠松町として今後こういう方向性で、いつかこういう形でやっていきたいよという表明だけでも私はいいと思うんですね。そういうふうにするのですが、その辺りも含めて一度ちょっとお伺いできますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 全くやらないとか、そういったことは一言も申し上げておりませんし、ただ、今は物価高騰で、その場を今はしのぐので精いっぱいであるのと同時に、給食費の無償化の動きを今後見据えた場合に、これがどの程度国のほうから支援していただけるか。有機野菜、まだまだ市場に出回っている数が少ないという、経済の法則によれば、数が少なければ値段の割高になるのは間違いないです。それによって、無償化になった場合、その分はどこが負担するのか。よしんば、保護者の方に負担していただくとなるとそれに対して理解が、一部の有機農法に対してそういうことに関心がある方は別としまして、得られるのかどうかという、そういった幅広い観点での議論というのは必要と思います。

そして、もう一つ、確かに有機農法、オーガニックというのは、確かにいろいろな議員のおっしゃるとおりのメリットがあるかもしれませんが、お隣の岐南町でやられた大根一つで、じゃあ、果たしてオーガニックとして皆さんにそれが共感を得られるか。やるんだったら、しっかりと全てのメニューをオーガニックにするぐらいじゃないと、言葉は悪いですけど、パフォ

ーマンスで終わってしまうんじゃないかと。取りあえずやりましたよでは、私はこれは食育としてどうなのかなと思います。議員がオーガニックを一生懸命やられるんでしたらもう少ししっかりと、全てのメニューをオーガニックにする。

ただ、1つ言えるのは、御承知かと思いますが、学校給食では全て加熱します。生野菜で、例えばこれは取れたてのオーガニックでおいしいですよ、サラダにするとおいしいですよ。各家庭ではいいですが、全部加熱しますので本来の栄養価とかおいしさは損なわれるということなので、今の学校給食において、オーガニックの100%の魅力、そういった強みというのを果たしてそれも提供できるかということ。

そもそも、これを議員は農水省が提案しているといいますが、学校給食は文科省でありますので、本来ならば国のほうで農水と文科が一緒になって進めていただければ我々もいいんですけど、何か縦割りで、農水のほうはオーガニックなんだけど、文科のほうは何かまだそこまで至っていないという現況になると、結果的に現場のほうが板挟みになるのではないかと。そういった問題があり、本当に言われる気持ちはよく分かりますし、私もそういうふうになれば、非常に食育の面では効果があることは認めますが、現況においてはまだまだ課題がある。そこで、取りあえずやりましたというのが、じゃあ、果たして笠松町の給食として、将来的に有機野菜、オーガニックが定着するかどうかというのは、私の中でちょっとまだまだ議論が不十分、環境が整っていないかなというような思いがあります。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 今の町長の御意見は理解いたしました。

先ほども私も話しましたとおり、全てを有機にするのは正直難しいと思います。さっきも言いましたとおり、まだまだ世の中の農作物というのは慣行農業がほとんどで、スーパーを見ても無農薬の野菜はほとんど置いてあるわけではない、それは私も十分分かっております。

その中で、これは町長の考え方の中で全てがきちっと整った際にはそういう形を取りたいという考え方と、いや、一本だけでもいいからやろうよという考え方と、これはリーダーの考え方としてあるということはもちろん理解をいたします。その点がいいか悪いかということじゃなくて、岐南町の町長は、例えば一本でもいいから、一つの種類でもいいからやろうよというところに踏み出したトップと、いや、もうちょっときちっと整って一通り全部できるようになってからやりたいよというトップの考え方、いろんなトップの考え方があるということを理解する中で例えばですが、これは案というか一つの考え方なんですけれど、例えば笠松町というのは競馬場がございますよね。競馬場では馬が当然馬ふんをします。調べたところによると、1日4トンもの馬ふんが処理されているということを聞いております。実は6年前まではJAにこの馬ふんを引き取ってもらい、堆肥化してもらったので取りあえず馬ふんの処理には

困らなかったんですが、ちょっとした理由から引き取っていただくことができなくなり、その後、笠松町としてそれを処分することになってしまったと、三重県のほうまで運んでいるというような、かなりの高額のお金を使っているということも聞いたりもしております。近年、それを岡山県のとあるキノコ工場が引き取るということの流れが今は出てきているという、いわゆる農家に肥料として使うよという形が動き始めている。それで、また残りの部分は近隣の業者さんが今度は堆肥化するということで引き取っていくと。いわゆる捨てるということではなくて、生かすということをやっていきたいという流れが今は馬ふんにおいても、もう動きが始まっています。

そういうようなことからいったときにこの笠松町という、こじつけかもしれないんですが、いわゆる競馬場・競馬のまち笠松、その馬ふんを利用した堆肥を使って、また有機野菜を使い、それを今度、給食や町民やというところに生かしていく、つまり循環社会をつくっていく。こういう形というのは私はすごく、例として先ほど飛騨市とか岡崎市のこともちょこっと言いましたけれど、全国にアピールするすごくいいネタと言ったら失礼ですけど、まさにこの笠松町ってそれができるまちに今いるんじゃないかなと思うんですよ。

なので、ぜひ、これを将来でもいいですので、やっていききたいよという言葉ぜひ聞きたいんですが、どうでしょうか、町長。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のおっしゃられたことはとても夢があって、すばらしいと思うんですが、やっぱりこれは現実問題として、じゃあそれをどなたがそういった流通経路とか販路を見つけて、また事業者がどういうふうにするかというのをどこが主体的にやっていくかという、うちがやるというのはちょっと違うんじゃないか。組合がやはり今はやっていますし、御承知のように、馬ふんとかそういうのは調教師とか馬主さん、そういった絡みもありますし、実際、例で言われた岡山の事業者にしても組合主導でお話が進められているわけです。

もし議員でそういったことがあれば、まず組合のほうに馬ふんの活用ということでやっていただいて、結果的に笠松町のほうで、例えば事業者と提携とか連携をするということになればいいんですが、うちのほうからそういったことを進めるといっても、なかなか今の現況の体制では難しいのは正直なところですので、そういった事業者の流れも見ながら考えていきたいなとは思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 難しくなかったらやりますか。今は難しいという言葉をお聞きしました。

私の調べた範囲でいきますと、既に堆肥化に動いておられる業者は見えます。そして、さっきも申し上げましたが、給食として納入するように団体が動き始めて、しかも、その団体の代

表を笠松町の住民の人が務めている、岐南町もそういう団体から含めて納入している。

難しいとかできないという言葉をやってしまうと、なかなかそういうところの実現に向かっていかないのが現実だと思うんですね。なので、先ほど将来に向けてどうですかと聞いたのは、その気持ちがあればそういう動きというのも見えてきますし、実現に向けて動けると思うんですが、今の段階ではやっぱりちょっと難しいよと言ってしまうとそういう部分も見えてこなかったりとか、動きに対して情報が入ってこなかったとかということになります。なので、ぜひ将来、やれるようになったらやりたいよという気持ち、どうですか、町長。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 難しいと言ったのは、町が主体的にやるのは難しいと言ったわけで、議員のお知り合いとか、そういった関係の事業者さんとか民間企業さんがやっていたら積極的にやっていただければ結構ですし、その上で、町のほうで協力とか何かがあれば、我々ももちろん検討させていただきたいと思います。

なので、行政が中心になって馬ふんのそういったものをやるのは、ほかにもいろいろな事業があって、果たしてそれが優先順位としてどうかといえば、私は必ずしも高いとは言えないという意味で難しいと言ったので、その辺は誤解なきようお願い申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 別に誤解をしているわけではないんですが、別に馬ふんを使つての事業をやってくださいと言っているわけではなくて、私が今質問をしているのは、有機農家の方の野菜を給食に使ってもらいたい、そのためにこういうこともやれるかもしれないよという一例を挙げただけであって、馬ふんを使った事業を進めてくださいとお願いしているわけではございません。実際、そういうことの可能性を秘めたことができるこの笠松町であるので、ぜひ進めていただきたいと願っております。

そして、2つ目の質問です。納入業者の商品の確認というところです。

今、お聞きしましたところ、非常に細かく確認をさせていただいているということで安心もいたしましたし、現場での確認等もさせていただいているということをお伺いできましたので、安心できるなというところは実際に思ったところでございます。

この質問をなぜ私がしたのかというと、実際ちょっとある業者の言葉を耳にしたので、確認をしなくちゃいけないなと思ったのが一つの理由でした。

それはお肉等を実際の給食で、笠松ではないんですが納入されている業者さんから伺った事例なんですけれど、いわゆる入札・落札という形で、あり得ないような価格で入札・落札をしていくような業者さんが結構あると。お肉業界の中でも、その価格では落とすことができないでしょうと思うような価格で平気で落としていくような業者が現状あるんだということを聞き

ました。そういうようなところでいうと、実際にお肉屋さんとも話しますが、業界の人間ですと大体は分かるのかもしれないんですけど、私たちが先ほどスーパーの話をしましたけど、外国産のお肉と国産のお肉が並んでいまして、ぱっと見は分からないですよ、正直。分からないんですけど、それを実際、国産のどこのお肉をお願いしますねとお願いし、先ほどのお話では確認をしているよと、サンプル等も出していただいているよということも聞いたので少し安心はしたんですが、そういうところでチェックをし、ただ、チェックするのは給食センターの方とか栄養士さんとかそういう方がチェックすると思うんですが、失礼な言い方をすると業者ではないので、それが本当に国産のものなのか、本当にこの部位のものなのかということまではなかなかチェックが難しいですよ。なので、ある意味信頼というところで成り立っていかざるを得ないというところは実際あるとは思いますが。あるとは思いますが、これもさっきの話じゃないんですけど、それで納得することなく、実際そういう業者さんがあるんだよというのを耳にしてしまうと本当に、子どもたちの健康とかそういうところを含めたときにももっともっと細かいチェックとか、例えば、いいかどうかは分かりませんよ、お肉の業者さんまでこちらから出向いて行って本当に処理をされているのかとか、ちょっと例までは出せないんですけど、今以上のもっと細かいチェックをしていかないと、本当に、いいものが入ってこないとか、こっちからお願いしたものがきちっと入ってこない可能性もあるなということも少し思ってしまったので、質問をさせていただいたんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） こういった納入業者は、指名願を出していただいた時点で、こちらのほうでしっかりとそういう指標というか基準があって、そこをクリアした業者ですので、その点は大丈夫だと思っておりますし、こういった食品業界のところでもまずそういったいろんな偽造とかそういったことはあってならないし、これは例えば保健所なり、あるいは警察の案件になりますので、さすがに当町に指名をお願いする事業者は、普通はそういったところでは出さないとは思いますが、それはしっかりとこれからも引き続きチェックはしていきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） ありがとうございます。

先ほどの答弁も含めまして、しっかりチェックをされているよということがしっかり聞けましたので、私も信用というところも含めましてこれからも、その業者さんにもお願いですし、笠松町にもお願いをということはあるんですけど、このようなチェック体制の下、本当に子どもたちの健康ということが一番を考えて、これからもお願いしたいなというところがございます。

先ほどの有機野菜に関しましても、すぐには言いません。いろんな状況下があるのは重々分かっております。そんな中で、できる時が来たらぜひ前向きに取り組んでいただきたいと

いうことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 続きます。

8番 川島功士議員。

○8番（川島功士君） こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

子育て支援についてと労務管理についての2点の質問をさせていただきます。

最初に、子育て支援についての質問をいたします。

令和7年度予算説明でお聞きしました主要事業の中に、こども家庭センターの開設とありました。頂いた資料には「未来を創る、こどもたちの笑顔と共に！」こども家庭センターの開設1,050万円新規という説明があり、内容的には、母子保健拠点である子育て世代包括支援センターと児童福祉機能である子ども家庭総合支援拠点の組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに一体的に相談支援を行うため、新たにこども家庭センターを設置します。こども家庭センターでは、家事、子育て等に対して不安、負担を抱えた子育て家庭に訪問したり、児童との関わりに不安を抱えている保護者と児童に対して講義やグループワーク等を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持、増進に関する包括的な支援を行いますとありました。もっと詳しく具体的な所掌事務の内容を教えてください。

また、こども館との関連性があるのであれば、どのように考えておられるのかをお示してください。

さらに、子どもの権利条例を鑑みたことはありますか。それについてもお答えください。

2つ目は、会計年度任用職員についてです。

この雇用形態で働いておられる方は、笠松町ではどれくらいの方が、どこで、どのように働いていただいていますか。会計年度任用職員の任用方法や処遇、規程などをお示してください。

また、以前お聞きしたときには、担当課で任用管理をされておるようにお聞きしましたが、笠松町として全体を管理される部署がどこに、どのように管理されておるのか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんからの御質問、まず、こども家庭センターの役割、機能等についてお答え申し上げます。

近年、全国的に児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまでに以上に顕在化している状況などを踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うため、令和4年の児童福祉法の改正により、各自治体に令和9年4月1日までにこども

家庭センターを設置するよう義務が課せられたとともに、令和6年6月には子ども・若者育成支援推進法の改正により、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められ、各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。このこども家庭センターは、妊産婦や乳幼児を対象に、育児相談や各種健診など母子保健機能を担う子育て世代包括支援センターと、支援を必要とする子どもやその家庭である要保護世帯への支援など、児童福祉機能を担うこども家庭総合支援拠点を一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ包括的な支援を行うものであります。

笠松町では、平成31年4月、福祉健康センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、さらに令和2年4月にはこども家庭総合支援拠点の機能も加え、現在、妊産婦や乳幼児を対象に育児相談、各種健診を行っているとともに、岐阜県中央子ども相談センター、羽島郡二町教育委員会、主任児童委員など関係機関の代表者で組織する笠松町要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護世帯などに関する状況について定期的に情報共有を行いながら、きめ細やかな見守りを実施しております。必要に応じて個別ケース会議を実施し、子相、助産師、教員など多職種、多機関と訪問や面談など子育て世帯への支援を行っております。

センター設置義務は令和9年4月からとなりますが、2年間前倒しし、令和7年4月からこども家庭センターとして、子育て期である保護者の方、要保護世帯の方やヤングケアラーである子どもたちに対して実効性のある相談体制を目指しスタートをいたします。そのためには福祉専門職を配置することが不可欠ですが、当初は現在対応している保健師が継続支援を行うことを基本に、義務化である令和9年度までには社会福祉士、精神保健福祉士など福祉専門職を配置する予定です。

新たな事業としましては、子育て世帯訪問支援事業と親子関係形成支援事業を行ってまいります。

子育て世帯訪問支援事業については、家事、子育てなどに対して不安、負担を抱えた子育て家庭、妊産婦などがある家庭を訪問し、傾聴、家事、子育てなどの支援を実施することにより、家庭・療育環境を整えてまいります。

また、親子関係形成支援事業については、児童との関わりに不安を抱えている保護者と児童に対して、講義やグループワークなどを通して、親子間における適切な関係性の構築を図ってまいります。

次に、こども館との関係性なのですが、こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく対応することを目的としています。こども館はその児童福祉機能の一つとして、こども家庭センターと連携し、子育て世帯などの相談機関としての機能を担います。

また、子どもの権利条例との関わりについてであります。国作成のこども家庭センターガ

イドラインによりますと、こども家庭センターが担う主な役割の一つに、子どもの権利や育児方法などについて普及・啓発を地域に向けて行い、子育てしやすい環境を整備することが上げられています。先ほど申し上げたように、要保護世帯やヤングケアラーなど、虐待への対応については、子どもが持つ権利の安心して生きる権利、守られる権利を意識し、適切な相談支援を実施していきます。そのため、子どもの権利の啓発については、既にこども館の乳幼児親子対象の子育てサロンの中で実施しております。また、小・中学生については、昨年度、町職員自作の子どもの権利条例啓発のDVDを各小・中学校へ配付しております。今後も引き続き、様々な場面で子どもの権利について普及・啓発していきたいと考えております。

続きまして、労務管理についての御質問であります。会計年度任用職員につきましては、2月末時点では71人を任用しており、全ての方はパートタイムでの任用となっております。

また、どこでどのようにということにつきましては、放課後児童クラブの指導員をはじめとし、窓口業務、一般事務や用務、保健業務、調理業務など多くの業務に従事いただいているところであります。

その任用、処遇、規程などについてであります。業務遂行上、会計年度任用職員を必要と認める場合は、会計年度任用職員の任用及び服務に関する規則に基づき、各課の長が募集、試験または選考を行い、任用することに至った場合は、職務内容、任用期間、就業時間、報酬、休暇、服務義務などの決裁承認後に、本人に勤務条件通知書を交付することになっております。

また、会計年度任用職員の管理する部署については、報酬額の計算、共済組合などの手続、健康診断の実施などは総務課で一元的に実施しており、採用手続、勤怠管理、安全衛生などの管理につきましては各所属部署で行っているところであります。

以上で1回目の答弁を終わります。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。

1つ、こども家庭センターというのは総合的な部署であるというようなイメージだというふうに捉えました。国の方針というか、法律にのっとって整備されていこうとしていることもよく分かりました。

通告書には書いてあって、質問文には書いていなかったことが1つありまして、児童館の今後の活動、運営されていく方向性というか、どのようなふう運営していこうとされているのかということについて、再質問で質問させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） こども館機能とこども家庭センターの関わりということなんですけれども、これは以前からお話ししているこども館の機能と同じようなお答えになってしま

いますが、こども館では、子育て親子の交流の場の提供とか、子育て世帯の相談、子育て関連情報の提供とか、外部の講師の先生を招いての子育てサロンなどを実施しておりますので、今後も子育て世代の世帯とか、子どもたちが気軽に相談できる機関というところに変わりはなく、親の育児の不安とか悩みを解消していただければというふうに引き続き考えております。

そのため、こども館を利用する子どもとか保護者の様子を観察しながら、子どもとか家庭が抱える課題等の発生、課題等を予防して、早期発見に努めて、こども家庭センターとか専門機関と連携して適切に対応していきたいということは今も今までも考えておりましたし、今後も考えております。

そして、これも以前からお話ししている課題のところ、こども館が利用できる年齢層というのは18歳までの子どもになっておりますが、現状やはりなかなか、保育士さんだけの免許の保持者で運営しているところは変わりませんので、教員免許だとか社会福祉士などの資格を持った専門の知識の方の確保について、引き続き募集をしていきたいと考えております。

こうした中で、今回の御質問でありますこども館の機能を生かして、こども家庭センターとの関連性ということになりますと、先ほど1回目の答弁の中で町長がお答えいたしましたように、こども家庭センターそのものが母子保健と児童福祉の連携をしながら、一体的な対応を進めるということになっています。

なかなかイメージがつかめないかと思うんですけれども、これから進めていく中で我々というか国の方針で考えているのは、具体的にこのセンターの中で、例えば最初に、母子手帳とかを持ってみえる妊娠された方とそれからセンターの職員がお話をいたします。そして、その中で妊娠期の希望だとか、出産期における希望だとか、その後の乳幼児期の希望とか、それぞれステージごとにその方の状況とか社会背景を含めて気になるところ、御希望のところをまず聞き取ります。

聞き取った段階でセンターの職員が、介護保険のケアプランというまでの具体的なイメージはないんですけれども、こういう機関でこういうことをやってみたらどうですかとか、そういう具体的な項目立てをすることでございまして、そこを聞きながら進めていくわけなんですけれども、例えば、こども館の機能でそこが使えるかなと思われるのが、転入されてみえたばかりの方だとかの場合は知り合いの方も見えないと思います。なので、身近に知り合いの方が欲しいとか、それから同世代の子育て世帯と交流がしたいという希望もあろうかと思ったり、子どもの遊び場というところも分からないのでそれが知りたいとか、そういう御希望も当然あると思います。ということで、そういった御希望があると、まさにこども館というものの機能にぴったり当てはまるのかなと思いますので、笠松町にはこども館という場所があって、こういう事業をやっていますので、ぜひその辺を使ってみられたらどうですかというような御提案を差し上げようかなというふうに思っております。

ということで、こども館というのは、こども家庭センターとの関連からいうと、一児童福祉施設というような、国もそういうことを示しておりますし、関連性等を改めて聞かれますとそういう形になるかと思えます。

あと、御質問とは直接は関係なかったんですけど、御質問の中で、予算1,050万の経費がというところがございましたのでこの際にお答えいたしますと、福祉専門員を募集しておりますが、ここの方々の費用ではなく、こども家庭センターは長池の福祉健康センターの中に設置いたしますが、あちらはちょっと子ども用のトイレが、当時としてはよかったのかもしれないんですけど、扉とかがあえてつけてなかったりするところもあって使いにくいんですけどというようなお話も聞きますし、じゅうたんがもう設置から25年ぐらいたってしまして剥げ剥げで、ハイハイとかを子どもがすると柔らかくないという、その辺の御希望もありましたので、このセンターを設置する際に施設の改修費用ということで補助金もいただけますので、その補助金を利用しながら、センターの改修費用の1,000万ほどの予算となっております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

こども家庭センターというのは総合的なものであるなというふうに思ったんですけども、母子保健であったり乳幼児であったり、いわゆる低年齢児が中心であって、中高生に関してはあんまり触れられていなかったように思うんです。せいぜいいうと、ヤングケアラーという部分のところでは引っかかるのかもしれませんが、そういう子どもたちへのケアというのはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 高校生世代へのケアということですが、まさに川島議員さんもお尋ねいただいたように、中高生世代ということになりますと、課題として上げられることは虐待とかヤングケアラーとか、そういう問題は一番に浮かびますので、その点につきましては、要保護協議会のほうで検討しながらいろんな連携箇所と相談し、連携して対策に努めておるところでございます。

そのほかの方々につきましては、やはり中学校とか、高校だと羽島郡の教育委員会とは分野は違うのかも分からないんですけども、そういった場合についても、教育委員会とか連携できるところと相談しながら進めていくという形で考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございました。

ぜひとも、中高生のほうというのは思春期でもあり、かなり心身ともに揺れ動く時期でもご

ざいます。先日のニュースでも、国際的な犯罪組織でカンボジアのほうに高校生のほうが連れ去られて犯罪に加担されていたというようなニュースもございました。そういうところで、やっぱり羽島警察署との関連性というのものもあるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほどの要保護の対策協議会にも羽島署の警察官の方もいらっしゃっていますし、毎年春に行っている社明運動についても警察の方が来て、いろんな当町におけるそういう非行少年の実情等も説明していただけますし、また何かあればすぐ一緒になって対応に乗じる体制はできていますので、その辺りはしっかりと連携できているとは思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひともそういうことを未然に防げるような形で連携が取れるようになっていくといいなというふうに心から思っております。

あと、こども館のことについて、ちょっと二、三質問をさせていただきます。

こども館が新しくなるよというようになってから、私、多分これで3回目か4回目ぐらい一般質問で取り上げさせていただいております。実はそのことを思い出しまして、議事録を読み直しました。

令和5年第3回定例会において、こども館や権利条例についての一般質問をさせていただいております。そのときに御答弁いただいた中で、こども館運営協力委員の選定についてお伺いしたことがあるんです。そのときに、ちょうど4月のオープンで、6月に新しく委員の任期が変わるのでということで前の方を一応そのまま、もう時間的に余裕がないから前の方を任用しましたと。次回は令和7年の6月が次の任期ですと。

これは令和5年のその前のときに、答弁を求めたときには、前の部長さんが答弁の中で、子どもたちも何とかその中に入って、権利条例の検証やらこども館の検証についていろいろ話ができるようにしたいような旨をおっしゃっている。

令和5年のときにそのことを言ったら、まだ子どもを入れるにはいろいろ条件がある、夕方にやらないといけなかったりいろいろ条件があるので、そういうことを周知しながら、3年後には間に合うようにいろいろこれから手だてを考えていきますという御答弁をいただいております。

令和7年6月というと、あと3か月を切っておりますが、どのようなことを考えられて、今後はどのように進めようとしておられるのか、お答えください。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 令和7年度の6月に任期の交代ということで、前回のときには

始まってすぐで、検証期間もあまりないので引き続きというふうなお話だったかと思いますがけれども、今回の場合は、その後3年間を過ぎておりますので公募の方々とかは変わっていただき、新たに募集し直すというふうなことは考えられるのかなと思いますので、その中に子どもの募集というのとはできにくいというふうには思っております。

ただ、これも前にお話ししたとおりで、じゃあ、いつ開催するのかというところの昼間なのか夜なのかという問題もありますので、ちょっと検討をしながら、4月以降に子どもを含めた委員さんの公募の形を考えていきたいと思っております。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ということは、今から考えていただけるというふうに思いますけれども、今までは3年間やっていなかったということなんではないかなというふうに今の答弁で思ったわけなんですけれども、ぜひとも子どもを中心とした施設、しかもこども館という中で、高校生、高校を卒業するまでを目標とした施設でありますので、そういうことを前提に考えて、今後の子どもの権利条例及びこども館の運営、それからこども家庭センターの運営などについてもしっかりと議論をしていただいて、子どもの意見が取り入れられていくようなことを考えていただきたいというふうに思っております。それで、いろんなことを積み重ねて、子どもの権利条例もDVDを配っていただいたり、いろいろやっていらっしゃると思いますけれども、その点も含めて、ぜひともよろしく願いをいたします。

あと、もう一つですね。

前のときにアドボケイトさん、子どもの意見を聞き取って大人の社会に反映する制度のことを住民団体の方がやられておると思いますが、このことはどのように今進展しているのでしょうか、現実にもそういうものがあつたのでしょうか、相談の内容があつたのかどうか、どういうふうな受け止められて現在に至っているかということについて、分かれば教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） こども館、まずアドボさんの日ということで、こちらにつきましては、現在は毎月1回、土曜日開催しております、参加人数は、この日につきましては二、三人という参加状態です。そのほかにも3日ほど、御存じかと思いますが、ボードゲームの大会の日とかも一緒にやっておりますので、そのときは2桁、10人前後の参加者があるという実績でございます。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございました。

そこで相談された内容というのは、大人の社会に言いに行かなければいけないような内容があったのかどうかということが1点、まずそれだけにしましょうか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） アドボ先生の相談の内容の件につきましては、先生のほうからこちらの担当課には具体的などうしたらいいとかというまでのお話は来ていないようですので、先生の中のレベルというのか、その中で話合いは終わっているというぐらいの内容ということで、ちょっと具体的にはこちらのほうには困難事例としては伝わっておりません。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。もしありましたら、真摯に取り組んでいただきたいということをお願いしておきますけれども。

もう一つ、先ほどの令和5年のときの一般質問の中で、こども館の運営について、周りは委託であったり、いろいろやっておられるという話だったんですけども、今後も検討していく、本来なら正職員を1人置かなきゃいけないんだけど、なかなかそういう余裕もないのでという話の中で、そういうことをしていくという話だったんですけども、具体的にそういう話というのはこの3年間でどのように進んだのか、具体的にそういう方向に来ているのか、どこまで話が進んだのか、煮詰まったのか、もう全然していなかったのか、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 笠松町が加盟しております児童館の連絡協議会というものがございまして、その中では指定管理を使ってみえるような市町村もございまして、そこで受けてみえるほう、業者さんの方もその代表として見えます。その方にいろいろ情報をお聞きしましたところ、なかなかこれ以上手を広げるのが難しいと。今やってみえるところだと実績があるのでお願いしやすいのかなということでお尋ねをしたんですけども、これ以上はなかなかというところもあって、かといって、そのほかはこの地域でやってみえるところはないので具体的には進んでおりませんが、そういった連絡協議会とかの際に情報交換をしながら調査は進めております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 同じように、ぜひともそれはちゃんと研究をしていってもらいたいと思いますけれども、以前の令和5年の質問のときに、今業務委託をしておる地域振興公社の来ていただいている職員の方というのは平均年齢が65歳ということになります。あれから3年で、中身がどうなったか、ちょっと細かいことまでは分かりませんが、多分同じ方が来られてお

ります。前、保育園の所長をやられていた方々がお見えになっていると思いますが、3年たてば68歳になっているわけですね。そして同じように、さっき言った中高生の、住民として御協力をいただいている団体の方々というのはそのままやっていらっしゃる。そうすると、しばらくこのまま行かざるを得ないという状況であるならば、その方々がどのようなことを望んで、どうしたらうまくいくのかということについて、お互いにきちんと話し合う場がしょっちゅうないといけないと思うんですが、そのような取組というのはどのようになっていますか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） こども館職員さんとの町との関わり合いということなんですけれども、こちらは職員会議が月に1回ありますので、担当課長が出席して、いろんな課題等は話し合っております。

それから、先ほど、現状は前の職員と変わらないということでお話はしたんですけども、前のこども館でお答えしたときから、実は教員免許ありの方を採用しております、一時期はそれで保育士以外の免許のある方で運営ができていたんですけども、この1月に諸般の事由でということで退職されてしましまして、また元に戻ってしまったという経緯もございますので、ここは引き続き、ほかの免許のある専門職の方は募集して、改善していきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そういうことであると結局、地域振興公社にお願いをしているとどうしても小学校低学年までの事業しかできない。結局、上のほうの方は住民のグループの方をお願いをしているという状況が続いているわけで、3年前と基本的に中身は変わっていないということなんです。ということであるならば、やっぱりその方たちがより一層働きやすいようにしていくという考え方というのは大事だと思いますので、ぜひともコミュニケーションを取りながら、月1回会議をやっておるんでそれでいいんだという考え方ではなくて、進めていってもらいたいなというふうに思います。

それから、もう一つの労務管理のほう、今のことでいえば多少関係あるのかもしれませんが、会計年度任用職員の方のそれぞれの任用とか労務管理については、それぞれの担当部署がやるというような答弁だったと思うんですけども、全体として統括するところはさっき言った、要するにお金を幾ら払いますとか最終的な部分のみで、労働の中身とかなどについての相談窓口であったり、そういうことというのはどこかにないのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

労務管理につきまして、労働の中身、業務内容とかそういったことにつきましてはそれぞれの担当課ということになりまして、人事管理の改善等に関する相談窓口、そういったところに関しては総務課ということになります。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

前の12月議会のときにも質問したんですけども、例えば自分が契約した労働条件と違う要件になってしまっている。自分が承諾した内容よりも働く時間がキープしていただいていないということであったり、自分が会計任用職員の中で不利な扱いをされているというようなことがあった場合は、総務課のどこへ相談しに行ったらいいんでしょうか。それとも、広域連合の公平委員会に直接相談に行ってもいいものなんでしょうか。お答えください。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

労働条件等、そういった相談等につきましては、総務課長のほうに相談窓口を設けておりますので、総務課長のほうに相談をしていただくことになります。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

それでは総務課長のほうへ相談に行くといいんですが、労働条件とかいうことじゃなくて、そんなことはないんですけども、例えば自分はパワハラを受けている、そんなふうに思ってしまった場合は同じように総務課長でよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

町では、笠松町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を定めておりまして、そういったハラスメントに関する苦情とか申出、相談が職員からなされた場合には相談員、職員2名を配置しております。そちらのほうに相談をいただくことになります。

[「それはどこにおるの」の声あり]

失礼いたしました。

男性職員、女性職員、2名を相談員としておりまして、総務部長、それから教育文化部長を配置しております。

[「課長」の声あり]

教育文化課長を指名しておりますので、そちらのほうに相談をしていただくということで相談体制を整備しておるところでございます。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

きっと公平委員会へ行くより先に、そっちに来てほしいというふうに思っていたらしゃるんだらうというふうに理解はいたしますけれども、1つ確認なんですけれども、笠松町の事業で働いていただいている会計年度任用職員の方の労務管理については、笠松町の仕事であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

笠松町長ということで任命をしておりますので、笠松町ということになります。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。それでは、しっかりと労務管理をしていただくようお願いを申し上げます。

まだちょっと、ビービーと鳴るまでは時間がありますけれども、実は冬期のドラマの中で出てくる言葉が、非常によく使われる言葉があります。パーソナル・イズ・ポリティカルという言葉があります。個人的なことは政治的なことという言葉が使われておりますけれども、まさしく子どもであったり、今の労務管理であったりということは、個人個人に、本当にプライベートに響いてくる内容が政治の場で決められていくということの大きな象徴ではないかな、象徴の出来事ではないかなというふうに思います。そんなふうに理解をした上で、町長も、それから理事者側も対応していただくようお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣言

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時45分

